

妊娠したら

妊娠届出・母子健康手帳

問 健康推進課 ☎53-3624

医療機関で妊娠の証明を受けた人は、早めに妊娠の届け出をしてください。妊娠中から母と子の健康状況を記録する「母子健康手帳(親子健康手帳)」をお渡しします。

届け出に必要なもの

- ①妊娠届出書など、妊娠の証明ができるもの
- ②妊婦のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
- ③妊婦の本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証など、顔写真付きのもの1点
上記がない場合は、健康保険証など、顔写真無しのもの2点
※代理人が届け出する場合は、①～③に加えて代理人の本人確認書類

妊娠したら

出産・子育て応援給付金(妊娠分)

問 健康推進課 ☎53-3624

出産・子育ての経済的支援として、1回の妊娠につき5万円が支給されます。妊娠届出時など、妊婦と保健師との面談後に申請でき、後日口座に振り込みます。

申請に必要なもの

上記「妊娠届け出に必要なもの」に加え、振込先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し(原則妊婦名義)

— 広 告 —



医療法人社団 向陽会 産婦人科・小児科

桑原母と子クリニック

院長 桑原 崇
〒926-0821 石川県七尾市国分町ラ部 2-1 TEL 0767-52-4103

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前09:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後01:30~05:00(土)	/	/	/	/	/	●
午後03:00~06:00(月水金)	●	/	●	/	●	/

※日曜・祝日は休診日 <http://www.kuwaharahatoko.com/>



妊婦健診助成

問 健康推進課 ☎53-3624

妊娠届出時に交付する「母子保健のしおり(健康診査受診票)」を使用すると、石川県内の医療機関や助産所で妊婦健診(14回)を自己負担なしで受診できます。

また、以下のような妊婦健診費用についても、一部助成します。助成金額や申請方法などはお問い合わせください。

- 妊婦健診14回目の受診票を使い終わり、出産予定日以降に妊婦健診を受診した人
- 里帰りなどにより、石川県外の医療機関などで妊婦健診を受診した人
- 多胎妊娠により、規定の受診間隔以外に妊婦健診を受診した人

なお、七尾市外に転出した場合、受診票は使用できません。

妊婦歯科健診助成

問 健康推進課 ☎53-3624

「母子保健のしおり(健康診査受診票)」に含まれる「妊婦歯科健診受診票」を使用すると、指定歯科医療機関(母子保健のしおり参照)で歯科健診1回を自己負担なしで受診することができます。

なお、七尾市外に転出した場合、受診票は使用できません。

妊婦相談・訪問

問 健康推進課 ☎53-3624

出産・育児に関する不安や健診結果が気になるなどの心配がある人は、七尾市の保健師が個別にサポートします。お気軽にご連絡ください。

妊娠中期にはアンケートを郵送しますので、ご回答ください。

子育て関係の手続きが インターネットで自宅からできます

七尾市の一部の手続きは、「電子申請サービス」を利用すると、自宅のパソコンやスマートフォンから行うことができます。

◆24時間365日利用可能

手続きによっては受付期間を設けているものがありますので、ご注意ください。

また、システムのメンテナンスなどで、一時的にサービスを停止する場合がありますので、ご了承ください。



パパママ教室

問 健康推進課 ☎53-3624

妊娠20週～30週頃の妊婦やそのパートナー(または家族)を対象とした教室を実施します。なお、対象の妊婦には案内通知を郵送します。

◆内容

赤ちゃんの発達・子育てや妊婦の食事の話、赤ちゃんのお風呂体験、パパの妊婦体験など

マイ保育園登録事業

問 子育て支援課 ☎53-8419

身近な保育園や認定こども園を「マイ保育園」として登録すると、入園していなくても育児体験や育児相談、一時保育サービスなどが受けられます。

出産や育児などの不安を、近くの園で気軽にご相談ください。

◆対象

妊婦、令和2年4月2日以降に生まれた子どもを家庭で保育している人

※すでに入園している子の保護者は登録できません。

◆登録できる施設

次の施設のうち、いずれか1施設

- 認定こども園・保育園(P24参照)
- 親子ふれあいランド(P43参照)

◆登録方法

登録を希望する施設から登録申請書を受け取り、記入のうえご提出ください。

※登録中の施設の変更を希望するときは、子育て支援課へご連絡ください。

◆受けられるサービスの例(詳細は施設へ直接お問い合わせください。)

- ① おむつ交換、授乳、お風呂の入れ方などの育児体験ができます。
- ② 子どもを預けることができます。半日利用を3回まで無料で利用できます。
- ③ 育児の相談や育児教室へ参加できます。

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを
安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



出典:国土交通省